



2023年2月20日放送

「感染症対策における保健所の役割」

長野市保健所長 小林 良清

保健所の概要

保健所は、行政機関の1つですが、新型コロナウイルス感染症が起きるまでは、保健所に行ったり、連絡を取ったりしたことがなく、新型コロナの関係で初めて保健所と関わりを持った、という人が多いと思います。

保健所は、ここでは「ほけんじょ」と発音しますが、西日本などで「ほけんしょ」と発音する人もおり、どちらでもかまいません。

保健所は、第2次世界大戦前の1937年に初めて設置されて以来、86年という長い歴史があり、現在は、地域保健法という法律に基づいて設置されています。

保健所が5種類あるということをご存じでしょうか。保健所を設置している自治体として、都道府県、人口50万人以上の政令指定都市、人口20万人以上の中核市、地域保健法の政令で定められている市、東京都の特別区の5種類があり、保健所も5種類ということになります。保健所としての基本的な業務や役割、権限は、いずれもほぼ同じですが、それぞれに設置している自治体の首長（知事、市長、区長）がいますので、指揮命令系統が異なります。また、都道府県の場合、政令指定都市や中核市なども含めた都道府県全体における業務に関する権限を持っているため、都道府県の保健所には市や区の保健所にはない業務や役割を持っていることがあります。新型コロナの場合、入院病床などの医療体制や宿泊療養施設の確保などがそれに当たります。

保健所の概要(1)

「ほけんじょ」、
「ほけんしょ」いずれも可

- **保健所は、行政機関の1つ**
 - 第2次世界大戦前の1937年に初めて設置されて以来、86年という長い歴史がある
 - 現在は、地域保健法という法律に基づいて設置されている
- **保健所には5種類ある(設置している自治体が5種類ある)**
 - 都道府県
 - 政令指定都市(人口50万人以上で、国から認められた市)
 - 中核市(人口20万人以上で、国から認められた市)
 - 地域保健法の政令で定められている市
 - 東京都の特別区
- **5種類の保健所の違い**
 - それぞれ設置自治体の首長(知事、市長、区長)がおり、指揮命令系統が異なる
 - 都道府県の保健所には他の保健所にはない業務や役割がある
 - 都道府県(知事)の責務とされている業務を各地域で担当
 - 新型コロナにおける医療体制や宿泊療養施設の確保など

基本的な業務や役割、
権限は、ほぼ同じ

各地域に保健センターと呼ばれている建物や機関がありますが、これは、市町村が健

康診断や健康相談などを行う場所として設けているもので、保健所とは別のものとなります。

保健所の数は、1991年、852でしたが、保健所が行っていた子どもの健診などの業務が1997年に市町村に移された時に140ほど減少し、その後も市町村合併や保健所の統合などにより減少し、現在、468となっています。新型コロナの関係で保健所の数の減少が目されましたが、地域保健における市町村の役割が高くなったことも影響しています。

都道府県の場合、保健所と福祉や環境の部署を統合した「保健福祉事務所」、「健康福祉センター」、保健所を地方組織の中に組み入れた「地方振興局保健福祉部」といった看板を掲げ、その横に小さく保健所と書いてあるところが多くなっています。法律の上では保健所の名称、組織は継続していますが、外から見ると分かりにくく、注意が必要です。

保健所の所長は、原則として、医師が務め、事務職員に加え、保健師、管理栄養士の他、獣医師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師など多彩な職種の職員で構成され、感染症以外にもさまざまな分野の業務を担当しています。また、保健所によっては、感染症や食品、環境などに関する検査を行うための検査室・検査課をもっているところもあります。

保健所の概要(2)

- **保健センターは、保健所とは別のもの**
 - 保健センターは、市町村が健康相談などの場所として設置したもの
- **保健所の数が減少**
 - 1991年(平成3年):852か所
 - 1997年(平成9年):706か所
 - 令和4年(2022年):468か所
- **組織統合などにより、保健所とは別の看板を使うこともある**
 - 「保健福祉事務所」、「健康福祉センター」、「振興局保健福祉部」など
 - 法律上、保健所として存在し、機能しているが、外からわかりにくい
- **保健所の職員など**
 - 所長は、原則として、医師(行政経験などの条件がある)
 - 事務職員、保健師、管理栄養士、獣医師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師など多彩な職種の職員で構成
 - 感染症などの検査を行う検査室や検査課を有している場合もある

市町村の役割が高くなり、市町村合併が進んだことなどが影響

感染症業務

次に、保健所による感染症の業務についてお話しします。感染症の対策は、感染症法という法律によって行われており、感染者への医療の提供と感染拡大防止を大きな目的としています。新型コロナの場合、新型インフルエンザ等特別対策措置法という法律も使われていますが、こちらは主に社会的な対応のことが決められている法律になります。

感染症法では感染症を1類から5類まで分類し、新しい感染症のために、指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症という区分も設けています。新型コロナの場合、2020年に指

保健所による感染症の業務

- **感染症法**
 - 感染者への医療の提供と感染拡大防止を大きな目的
 - 新型コロナに適用された「新型インフルエンザ等特別対策措置法」は、主に社会的な対応に関するもの
 - 感染症を1類から5類まで分類
 - 他に指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症の区分もある
 - 新型コロナ
 - 2020年(令和2年)に指定感染症に指定
 - 2021年(令和3年)に新型インフルエンザ等感染症
 - 2023年(令和5年)5月に5類感染症への変更(予定)
- **感染症法に基づく業務**
 - 多くが都道府県知事が保健所を設置している市の市長の責務
 - そして、そのほとんどが保健所長に委ねられている
 - 保健所は、感染症対策の第1線の機関
 - 医師・獣医師からの発生源の受理、感染者の入院・就業制限、感染者の周囲に他の感染者がいないか調べる、積極的疫学調査と健康診断、感染症の発生状況に関する住民・報道機関などへの情報提供などを実施

2類感染症と同様の対応

定感染症に指定され、2021年から新型インフルエンザ等感染症に変わり、結核などの2類感染症と同様の対策が取られていますが、この5月にはインフルエンザなどが含まれている5類感染症への変更が予定されています。

感染症法に基づく業務の多くが都道府県知事か保健所を設置している市の市長の責務となっていますが、実際にはそのほとんどが保健所長に委ねられており、保健所が感染症対策の第1線の機関としてさまざまな対応に当たっています。

保健所では感染症の分類に応じて、医師・獣医師からの発生届の受理、感染者の入院・就業制限、感染者の周囲に他の感染者がいないか調べる、積極的疫学調査と健康診断、感染症の発生状況に関する住民・報道機関などへの情報提供などを行っています。

新型コロナに関する保健所の対応

新型コロナを例に保健所の具体的な対応を紹介します。

2019年の年末に中国で感染者が確認されて以来、保健所では24時間対応の相談窓口を設置し、感染の可能性がある患者を診察する特別の外来に紹介するとともに、PCR検査を実施し、感染が確定した患者全員は、指定医療機関に入院していただきました。

そして、感染者が急増した後は、指定医療機関以外の医療機関にも入院を依頼し、感染者1人1人について引き続き、入院調整を行うとともに、入院医療機関や医師会などの関係者と定期的に情報交換を行い、医療機関の間の連携強化に取り組んできました。

また、入院せず自宅や宿泊施設で療養している感染者に対して、健康確認や症状悪化時の受診調整も保健所が担い、感染者への迅速かつ適切な医療の提供に努めています。

感染拡大防止としては、感染者に対して感染前後の行動を詳しく聞き取り、濃厚な接触があるなど感染の可能性がある方に対して健康状態の聞き取りとPCR検査を実施し、私自身も保健所や施設において数百人の検体採取を行ってきました。

しかし、感染の波を繰り返すたびに感染者数が増加したため、厚生労働省からは、自宅・宿泊施設での療養者へ

新型コロナウイルス感染症に関する保健所の対応(1)

- 24時間対応の相談窓口を設置
 - 2019年(令和元年)末に中国で感染者が確認されて以来、現在まで継続(外部委託を含む)
 - 感染の可能性がある患者を診察する特別の外来に紹介
- PCR検査の実施・感染者の法的入院
 - 感染が確定した場合には指定医療機関に搬送して入院となる
 - 医療機関などで検査し、診断が確定した場合も法的入院となる
- 感染者の入院調整、医療体制の確保・強化
 - 感染者1人1人について入院調整
 - 指定医療機関以外の医療機関にも入院を依頼
 - 入院医療機関や医師会などの関係者と定期的に情報交換を実施
- 自宅・宿泊施設で療養中の感染者への支援
 - 入院せず自宅や宿泊施設で療養している感染者に対して、健康確認や症状悪化時の受診調整も実施
 - 感染者への迅速かつ適切な医療の提供に努めている

新型コロナウイルス感染症に関する保健所の対応(2)

- 感染拡大防止対策
 - 感染者に対して感染前後の行動を詳しく聞き取る
 - 濃厚な接触があるなど感染の可能性がある方に対して健康状態の聞き取りとPCR検査を実施
 - 私自身も保健所や施設において数百人の検体を採取
- 保健所の対応の縮小・中止
 - 2022年(令和3年)以降、感染の波を繰り返すたびに感染者数が増加
 - 厚生労働省から、自宅・宿泊施設での療養者への連絡や、濃厚接触者への調査・検査などは、地域の実情に応じて縮小・中止も可能という方針が提示
 - 保健所の業務を外部委託する自治体も増加
 - 全国で地域や保健所によって対応が大きく異なる状況となっている

の連絡や、濃厚接触者への調査・検査などは、地域の実情に応じて縮小または中止することも可能という方針が示され、また、保健所の業務を外部委託する自治体も出てきて、全国で地域や保健所によって対応が大きく異なる状況となっています。

医療機関や高齢者施設などで集団感染が起きた場合には、保健所の職員が保健所からの依頼を受けた病院の職員がその施設に出向き、感染防止対策の方法を指導しています。私自身もこれまでに長野市内の医療機関や施設に延べ100か所以上訪問し、ガウンや手袋の使い方、消毒薬の選び方、感染者と他の人を分けるゾーニングなどを1つ1つ確認し、無理のない範囲で対応できる方法をアドバイスしています。

この冬は、インフルエンザとの同時流行が大規模に起きるのではないかと考えられており、保健所では医師会や医療機関と相談し、受診患者が多くなっても対応できる診療体制を構築するとともに、抗原検査キットや市販薬の準備などを住民にお願いしています。

新型コロナウイルス感染症に関する保健所の対応(3)

- **集団感染が起きた医療機関や高齢者施設などへの支援**
 - 保健所の職員が保健所からの依頼を受けた病院の職員がその施設に出向き、感染防止対策の方法を指導
 - 私自身も長野市内の医療機関や施設に延べ100か所以上訪問し、現場の状況などを確認
 - ガウンや手袋の使い方、消毒薬の選び方、感染者と他の人を分けるゾーニングなどを1つ1つ確認
 - 無理のない範囲で対応できる方法をアドバイス
- **この冬は、インフルエンザとの大規模な同時流行が懸念**
 - 医師会や医療機関と相談し、増加する受診患者に対応できる診療体制の構築に向けて努力
 - 抗原検査キットや市販薬の準備などを住民にお願いしている

新型コロナ以外の感染症への対応

新型コロナ以外の感染症について、いくつかご紹介します。

最初に結核ですが、結核は、日本では1年間に1万人以上が新たに感染し、2千人以上が亡くなるなど、昔の病気ではなく、今でも重要な慢性の感染症であるため、2類感染症に区分されており、保健所では新型コロナと同様、感染者の入院、積極的疫学調査などに当たっています。結核に特徴的な対応としては、結核になると半年以上にわたって薬を飲む必要があり、保健所は、感染者が薬を正しく飲んでいるか訪問や電話などで定期的に確認しています。また、治療終了後2年間、結核が再発していないか感染者の検査を行い、濃厚接触者も最長で2年間の健康診断を実施しています。

保健所によるこれらの対策の成果として、戦後多かった感染者が減少し、以前は、国際的に結核の中まん延国でしたが、2021年によりやく低まん延国となりました。

この冬、鳥インフルエンザがニワトリの農場で数多く発生し、これまでに最も多いニワトリが処分されていま

新型コロナ以外の感染症への保健所の対応

- **結核**
 - 日本では1年間に1万人以上が新たに感染し、2千人以上が亡くなる
 - 昔の病気ではなく、今でも重要な慢性の感染症
 - 2類感染症に区分され、感染者の入院、積極的疫学調査などを実施
 - 結核に特徴的な対応
 - 半年以上にわたって薬を飲む必要があり、感染者が薬を正しく飲んでいるか訪問や電話などで定期的に確認
 - 治療終了後2年間、結核が再発していないか感染者を検査
 - 濃厚接触者も最長で2年間の健康診断を実施
 - 戦後多かった感染者が減少し、以前は、国際的に中まん延国だったが、2021年によりやく低まん延国となった
- **鳥インフルエンザがニワトリの農場で発生した場合**
 - 鳥インフルエンザが人間に感染しないよう、ニワトリの処分に当たる人の健康管理や薬の提供などを実施
- **その他**
 - エイズ、風しん、B型肝炎・C型肝炎の無料検査
 - O157などの腸管出血性大腸菌感染症やノロウイルスなどの調査

まだまだありますが...

す。保健所は、鳥インフルエンザが人間に感染しないよう、ニワトリの処分に当たる人の健康管理や薬の提供などを行っています。

この他、保健所ではエイズ、風しん、B型肝炎・C型肝炎の無料検査、O157などの腸管出血性大腸菌感染症やノロウイルスが発生した場合の調査なども行っています。

まとめ

このように、保健所は、さまざまな感染症に対して、地域の第1線機関として感染者への医療の提供と感染拡大防止の業務に当たっています。国際的にはあまり例を見ない組織ですが、新型コロナで保健所が力を発揮し、感染者や亡くなる人が世界の中で少ないという結果に貢献していると考えています。新型コロナを契機に2022年秋、感染症法が改正されましたので、保健所として今後さらに感染症対策に力を入れていきたいと考えています。住民の皆さんのなお一層のご理解、ご協力をお願いします。

まとめ

- 保健所は、さまざまな感染症に対して、地域の第1線機関として感染者への医療の提供と感染拡大防止の業務に当たっている
- 国際的にはあまり例を見ない組織だが、新型コロナで保健所が力を発揮し、感染者や亡くなる人が世界の中で少ないという結果に貢献していると考えている
- 新型コロナを契機に2022年秋、感染症法が改正
- 保健所として今後さらに感染症対策に力を入れていく必要がある
- 住民の皆さんのなお一層のご理解、ご協力をお願いします